

第13章 火災防ぎょ計画

(趣旨)

この計画は、火災を警戒し鎮圧するため、消防職員及び消防団員の召集、出場、警戒、通信及び火災防ぎょに関する計画を立て、現有消防力の効率的運用を図るため、必要な事項を定める。

第1節 出動

(火災出動)

第1 火災出動基準

この基準は、第10章第1節に定める災害種別毎の出動基準によるものとする。

区分	内容
第1出動	火災を覚知し、延焼危険が僅少で最小の消防力で鎮圧できると判断されるとき。
第2出動	(1) 火災警報発令時又はこれに準ずる気象状況下における出火のとき。 (2) 主要消防対象物又は市街地もしくは密集地等の火災。 (3) 火災が延焼拡大し、現場指揮者が第1出動では鎮圧困難であると判断したとき。
第3出動	火災が延焼拡大し、現場指揮者が第2出動では鎮圧が困難であり、部隊の増強が必要であると判断したとき。
特命出動	消防長が特に必要と判断したとき。

2 火災出動計画

- (1) 消防職員の出動計画は、第10章第1節に定めるとおりとする。
- (2) 消防団員の出動計画は、本章第2節第2に定めるとおりとする。

第2節 消防職員、消防団員の召集

(火災警報発令警防体制)

第1 消防長は、火災警報が発令され警防力を強化する必要があると認めたときは、消防職員、消防団員を召集し所要の警防体制を整える。

- 2 火災警報が発令されたときは、現に勤務している消防職員以外の職員は、その所在を明らかにし非常召集に応じられる体制を整える。

(火災召集)

第2 消防職員と消防団員の召集範囲は、次表のとおりとする。

召 集 種 別		召 集 範 囲		
区 分	状 況 〔第10章第1節第1の 火災出動基準に同じ〕	消 防 本 部	消 防 署	消防団
1号召集	火災で第1出場が指令されたとき。	消防長が必要と認める人員	消防署長が必要と認める人員	別表第11 のとおり
2号召集	火災で第2出場以上が指令されたとき。	全職員	全職員	
特命出動	消防長が特に必要と認める場合。	全職員	全職員	

2 1号召集で消防長及び消防署長が必要と認める人員には、第9章第2節第1に定める警防員の召集を含むものとする。

3 召集方法及び参集場所は、第9章に定める職員の参集、召集計画によるものとする。

(警防体制の強化)

第3 2号召集以上の発令を以て、特別警防体制を図るものとする。

第3節 警 戒

(火災警報発令時の警戒)

第1 火災警報が発令されたときは、消防長又は消防署長は必要に応じて職員の増強配置を行うとともに自宅待機を命じ、次の措置を講ずる。

(1) 機械器具の点検及び積載ホースを増強する。

(2) 消防ポンプ自動車によるパトロール及び広報を実施し、警戒体制を強化するとともに、火災予防条例に基づき火気の使用を制限する。

(災害時の警戒)

第2 火災又はガス漏れ等が発生して、二次的な災害の発生に対処するため、次により警戒を行う。

(1) 飛火火災警戒

ア 飛火による第二次、第三次火災の発生するおそれがあると認めた場合は、署指揮隊及び消防部隊を要所に配備させ、警戒活動に努める。

イ 前項の措置については、必要により消防団に対して警戒筒先の配備を指示する。

ウ 消防署長は、現場指揮本部を設置し、消防署隊及び消防団隊に対して飛火警戒を指示する。

(2) ガス漏れ火災警戒

ア 活動原則

ガス漏れ及びガス爆発等の災害の実態を考慮して、関係機関と連携のもとに活動する。二次災害の発生及び被害拡大の防止を主眼に活動し、付近住民及び災害防除に従事する他の関係機関並びに消防隊の安全を確保する。

イ 屋内におけるガス漏洩事故に対する消防活動

(ア) 現場到着時の初動措置活動

a 先着隊情報収集活動

- (a) 現場先着の消防隊は、ガス漏洩事故発生地域の住民から事故情報を収集する。
 - (b) 消防隊及びガス事業者は、ガス警報器等を活用してガス漏洩範囲を推定する。
 - (c) 消防車は二次災害に備えて、風上又は風横側の水利に部署する。
 - (d) 先着中隊長は指揮隊が出動途上においても、指揮隊と無線交信し、活動指示を受ける。
- b 火花を発生する機器の使用禁止
- (イ) 火災警戒区域の設定活動
- ガス滞留地域及びその周辺について、速やかに火災警戒区域を設定する。
- a 警察官に対する協力要請
- 警察官に対して、火災警戒区域設定範囲を説明し、作業関係者以外の者に立入禁止又は制限について協力を求める。
- b 現場広報
- 火災警戒区域では火気使用の禁止、電気、ガスの一時供給停止等を広報して住民協力を求める。
- c 避難指示
- 避難が必要と認められる範囲にある者に対して避難を指示する。通常は、ガス漏洩が認められる住居、その直上階、直下階並びに隣接する住居の避難を最優先とし、その他は爆風圧によるガラス等の飛散による受傷危険のある者に対しては、出入口の扉又は窓際等に近寄らないよう指示する。
- 最も危険度の高い住民の避難は直接消防隊が誘導し、その他の住民に対しては、車載拡声器又は非常放送等によって注意を喚起する。
- (ウ) 電路の遮断、確認活動
- 電気事業者が現場に到着したときは、火災警戒区域の範囲を示して電路遮断を指示する。この場合、停電範囲に病院、電子計算機、エレベーター等の特殊機器を使用している対象物が含まれているときは広報等によって周知徹底を図り、停電に伴い重大な支障を及ぼさないよう配慮する。
- なお、関係施設の復旧は当該電気事業者に要請する。
- (エ) ガスの遮断、確認活動
- ガス事業者が到着したときは、火災警戒区域の範囲を示してガス停止弁又はガスメーターコックの閉塞を指示する。
- なお、ガス遮断後の復旧は生ガス放出等の危険があるので、ガス事業者の責任で処置するよう要請する。
- (オ) 室内ガスの排除活動
- 消防隊は、電気、ガスの提供が遮断され又は遮断したのち、室内に滞留するガスを排出されたのちに速やかに要救助者の有無を確認する。
- ウ 屋外におけるガス漏洩事故に対する消防活動
- 前ア及びイによる他、次によること。
- (ア) 現場到着時の初動措置活動
- a 消防車両の部署位置は、水利が遠距離になっても、風上、風横側で下水溝、マンホール、覆工板等の上を避けた安全な位置に水利部署する。

- b 地中導管からガスが漏洩している場合は、ガス事業関係者及び消防隊の有するガス警報器等を活用又は臭覚により付近の建築物内を含めてガス漏洩範囲等を推定する。
 - c 漏洩ガスの種別及びガス中毒者、負傷者の有無を確認する。
- (イ) ガスの拡散、排除活動
- a 下水溝、堀坑等地下施設物にガスが充満している場合は、マンホール、覆工板等を可能な範囲で取除きガスの拡散を図る。
 - b プロパンガスボンベからガスが噴出している場合、防護手袋を着装し可能な限り風上側から接近してバルブを閉塞する。
 - c プロパンガスボンベからの漏洩ガスは、低所に滞留しやすく特に噴出点付近からマンホール、側溝等を伝わり流動するおそれがあるので、積極的にガス流動方向の風横側から高圧スプレー注水（開度 60°、ノズル圧 0.6MP a 以上）を行い、ガスを拡散させ排除する。
 - d 地下施設又は建築物内等密閉された場所に流入した場合は、爆発し二次災害になる恐れがあるので、入口等から送風してガスを拡散させて排除する。
 - e 消防隊員は、防火衣を着装し、ヘルメットフードを下げ、皮手袋を着用する。ただし、ガスが滞留する地域へ進入する場合は、空気呼吸器及び耐熱服を着用する。

第4節 特別警戒

（特別警戒）

第1 消防長は、火災多発期、異常気象時、年末年始、祭典時、連続放火、危険物事故及び毒劇物事故等の警戒事象に際し、災害の未然防止を図るとともに災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるため、必要に応じて特別警戒を実施する。

（特別警戒に係る警防本部等の設置）

第2 消防長は、大規模かつ特異な警戒事象で社会的に影響が大きく、消防機関としての総力を挙げて対処する必要があると認めた場合は、消防本部又は消防署に警防本部及び署隊本部を設置し、特別警戒体制の組織編成により運用するものとする。

（特別警戒に係る警防本部等の任務分掌）

第3 特別警戒に係る警防本部及び署隊本部の任務分掌は、第2章第3節第5に定める特別警戒体制の事務機構を準用するものとする。

（警戒配備）

第4 警戒配備隊は、警戒現場にポンプ車、救急車等を配備し、次の任務を行う。

- (1) 警戒区域及びその周辺における火災等の警戒に関すること。
- (2) 災害発生時の初期対応に関すること。
- (3) 傷病者の救護及び搬送に関すること。
- (4) 救護所の開設に関すること。
- (5) その他警戒任務に必要な事項に関すること。

(消防職員の召集)

第5 警備体制を強化するため、消防長は第9章に定める非常参集、非常召集計画により消防職員を召集するものとする。

第5節 火災防ぎよ

(火災防ぎよ計画の作成)

第1 この計画は、第4節第2で定める危険区域、特殊建物、危険物施設、放射性物質を有する施設及び林野等の火災防ぎよに関して必要な計画を定める。

2 消防署長は、前第1に係る防ぎよ活動マニュアルを作成し、消防長に報告するとともに、消防職員に周知徹底を図る。

3 防ぎよ計画書及び計画図の作成様式は、別に定める。

(危険区域防ぎよ計画)

第2 危険区域防ぎよ計画は、指定された危険区域に次の要件を基本とし調査作成する。

- (1) 出場隊数及び防ぎよ上の重点事項
- (2) 各隊の進入担当面及び水利部署位置
- (3) 避難誘導、人命検索及び救助方法
- (4) 爆発物件、引火性物件及びその他の危険物所在
- (5) 減水時及び降雪時の対策
- (6) その他危険区域の実態に応じた基本事項

(特殊建築物防ぎよ計画)

第3 特殊建築物の防ぎよ計画は、多数の人命危険、消防活動上の重大な障害、又は延焼拡大が予想され若しくは隊員の安全管理上特に注意を要する対象物等について、次の要件を基本とし調査、作成する。

- (1) 建築物の構造及び収容人員
- (2) 建物内部進入及び人命検索救助
- (3) 消防用設備等
- (4) その他基本事項

(危険物施設防ぎよ計画)

第4 危険物施設の防ぎよ計画は、指定された危険物施設を前第2の危険区域防ぎよ計画に準ずるほか、次の要件を基本とし調査、作成する。

- (1) 危険物及び貯蔵の状況
- (2) 危険物の燃焼特性
- (3) 関係者等との協議
- (4) 危険区域及び付近への広報
- (5) その他必要事項

(放射性物質防ぎよ計画)

第5 放射性物質の防ぎよ計画は、施設の特異性から火災時の放射能の汚染等、消防隊員及び付近住民に及ぼす影響が極めて大きいので、次の要件を基本とし調査、作成する。

- (1) 貯蔵所、使用場所及び数量の把握

- (2) 管理者及び職員の所在場所
- (3) 危険場所の把握と危険区域の設定
- (4) 避難場所、避難誘導、防ぎょ方法並びに指揮位置の確立
- (5) 放射線取扱主任者の立会
- (6) その他基本事項

ア 基本原則

放射性物質の危険性は、外部から放射能を受ける場合と、空中に散布された放射性物質を呼吸その他により体内に吸入する場合の二つに大別される。したがって、火災防ぎょに当たっては、この二つの危険性を考慮して活動しなければならない。

イ 消防活動時における基本事項

(ア) 一般原則

消防活動は、現場指揮者の統制の下、消防隊員の被ばく、放射能汚染の防止及び施設内外への放射能汚染の拡大防止を図りながら活動する。

a 体外被ばくについて

体外被ばくを最小限に止めるため、「※放射線防護の3原則」を念頭とした行動をとる必要がある。

※ 放射線防護3原則

- ・ 時間：放射線被ばく量は、放射線の強さと被ばく時間により決定することから、時間管理を確実に行う。
- ・ 距離：放射線の強さは、距離の二乗に反比例することから、線源から距離をとる。
- ・ 遮蔽： γ 線及びX線、透過力が強いことから透過阻止能力の大きいコンクリート等重量のある（密度の高い）遮蔽物の活用を図る。

b 体内被ばくについて

飛散により煙や燃焼生成物に付着した放射性物質を吸わないこと。
傷口から体内への放射性物質の侵入を防止するため、放射線区域内では必ず空気呼吸器と放射能防護服を着用する。

c 汚染の防止

汚染した水、塵等が皮膚や着衣に付着しないよう放射能防護服（簡易型防護服を含む）を着用する。その他、放水時には排水系統を確認し、開口部の開放・破壊時には、施設関係者との協議に基づき汚染を最小限に止める必要がある。

d 活動統制について

被害の状況から、放射線危険区域を設定し、内部進入、検索・救助、注水等の全ての活動は、現場指揮本部長の強い統制下で実施する。

(イ) 実態把握

日頃の実態把握の善し悪しは、発災時の消防活動を大きく左右する結果となることから事前対策の充実に努める必要がある。

そのためには、火災予防査察や警防調査の機会をとらえて、把握した内容については、警防計画に反映させる必要がある。

把握すべき事項には、次のものがあげられる。

- ・ 放射線管理区域及び使用施設、貯蔵施設等施設区分
- ・ 核種、性状及び数量
- ・ 使用状況
- ・ 密封、非密封の区分
- ・ 測定器の保管場所、種類及び数量
- ・ 休日、夜間の連絡先の把握

ウ 最先到着時の措置（任務）

119番通報受信時に放射性物質関係施設からの通報が判明しない場合は、消防隊や救急隊が先着隊となることが予想される。この場合、活動隊員の危険意識が低い場合は、先着隊に多くの危険が直面することになる。

放射線は、無色、無臭であり人間の五感による検知が出来ないことから被ばくを受けても、その時点ではほとんど自覚症状もなく、重大な被ばくを受ける危険性が潜在するので細心の注意が必要である。

- (ア) 災害発生場所（放射性物質関係施設等）の確認
- (イ) 放射線物質の漏洩・拡散危険の有無の確認
- (ウ) 要救助者の有無の確認
- (エ) 放射線取扱主任者などの施設の状況に詳しい関係者の確保
- (オ) 後着隊に対する行動規制
- (カ) 施設側が行った措置と今後行える措置内容についての情報収集、把握

エ 消防活動要領

(ア) 情報収集

現場到着した消防隊は、放射線取扱主任者（その施設の関係者）又は事前調査等により作成した資料により、次の情報収集を行う。

- ・ 発災場所及び延焼状況
- ・ 使用、貯蔵状況
- ・ 被ばく（汚染）危険
- ・ 要救助者の状況
- ・ 放射線検出可能人員及び測定器等
- ・ 危険物品の状況
- ・ 消防用設備等の状況
- ・ 施設関係者の措置状況等の内容

(イ) 放射線の測定

放射線の測定・検出は、原則として施設関係者に実施させるものとする。

(ウ) 放射線危険区域の設定

放射線危険区域の設定は、必要以上の被ばくや汚染を防止するため消防隊の活動を制限する区域で、放射線が1 mS V/h以上検出された区域、放射性物質の飛散が予想され、又は煙・流水等で汚染される区域で、施設関係者が勧告する区域等に設定する。

(エ) 放射線危険区域内での消防活動

放射線危険区域内での消防活動は、消防隊員の被ばくと汚染防止を最優先に活動する。

a 原則として消防活動1回当たり 10mS V以下とし、防護服・呼吸保護具・ゴム手袋を完全装着し、交代要員を確保して危険区域内での活動時間の短縮を図る。

b 人命検索救助活動

(a) 危険区域内の人命検索救助活動を行う場合は、内部状況及び予想被ばく線量等活動上の危険性について事前確認し、放射線検出活動と併せ活動人員は2名以上で、かつ必要最小限度の人員で実施する。

(b) 放射線発生装置の場合は、関係者に電源を遮断させるなど安全を確保する。

(c) 危険区域から救助された否救助者は、汚染されているものと想定し、汚染検査所での検査と可能な汚染除去を行った後、救急活動の要否を判断する。

(d) 否救助者が使用した物は、全て汚染検査を行い施設関係者に管理させ処理する。

c 消火活動は、汚染の拡大を防止し、施設関係者との連携をとりながら実施する。

(a) 注水による汚染拡大危険がない場合は、積極的に水による消火を選択する。

(b) 隊員の被ばく防止上、注水のための接近が困難な場合は、隣接建物への延焼防止を主眼に消火活動を行う。

(c) 消火手段は、努めて施設にある消火設備を活用するとともに移動式消火装置や高発泡の活用について配慮する。

(d) 管理区域内での注水は、努めて施設関係者と協議し、放射性物質への直接注水を避け噴霧注水を原則とする。

(e) 消火水による汚染拡大を防止するため、注水は最小限とし、防水シート、土のう等による流失措置を行うとともに、排水系統を確認し施設専用の排水処理施設へ導く。

(f) 不燃性ガス固定消火設備を活用して消火する場合は、酸素欠乏による二次災害防止に配慮する。

(g) 残火処理は、必ず施設関係者の立会いを求めて短時間で行うとともに、特に危険区域では直接手を触れないようにする。

d 救急活動

救急隊は、放射線の被ばく又は放射性物質により汚染された負傷者及び疑いのあるもの以下「放射線汚染傷病者等」という。)の救護に当たっては関係機関との連携を図り、危険区域外に移動する。

救急活動は、放射線汚染傷病者等の被ばく又は汚染の程度を汚染検査結果から確認し、汚染の処理を終了した後に開始する。

e 付近住民に対する広報

火災現場における広報は関係機関と連携するとともに、広報内容を分担し、火災の特殊性を考慮して正確、かつ迅速に行う。

広報内容は、災害の概要、消防活動の状況、負傷者等の状況を重点とする。

オ 消防隊の安全管理

(ア) 汚染検査

汚染検査は危険区域内において活動した消防隊員、施設関係者並びに車両機械器具を行う。

a 汚染検査所

汚染検査は施設内の汚染検査室及び施設関係者を活用するものとし、汚染検査室を使用

できない場合は、施設関係者と協議し、危険区域外で汚染の拡大を防止できる場所に設置する。

b 汚染検査結果の処置

核種、汚染形態・状況、除染廃液や廃棄資器材の処理等については万全の配慮が必要であるため、除染は原則として施設関係者に依頼する。

汚染した消防装備は一箇所に集中管理し、必要により監視員を置くとともに、警戒ロープ、標識を掲出し、粉失及び移動等による二次汚染の防止に努め、施設関係者に一括引渡しをして処理を依頼する。

(イ) 被ばく時の処置

a 被ばく線量の把握

被ばく線量は、原則として危険区域内に進入したときに装着した被ばく線量積算測定器により把握する。危険区域内での被ばく線量は、各種線源の強さにより異なるが、検出に基づく線量と活動時間とによって把握する。

b 被ばく量の記録

被ばくした者については、行動時間、部署位置、行動経路及び行動概要等を記録する。

c 放射能汚染のおそれのある環境下で重傷を受けた隊員、相当量の被ばくを受けた隊員については、医師の監督のもと除染を含み、救命を主眼とした応急措置を受け、地域救急医療関係機関に搬送する。

d 切傷に汚染があった場合は、直ちに多量の水による除染を行う。

(林野火災防ぎょ計画)

第6 林野火災の防ぎょ計画は、次の要件を基本として作成する。

- (1) 部隊の出動区域及び出動順路
- (2) 防火線の設定及び防ぎょ方法
- (3) 携行する資機材、補給する食糧及び飲料水
- (4) 関係機関の連絡、応援部隊の要請及び誘導
- (5) その他基本事項

ア 基本原則

人命の安全を第一とし、地形、状況及び気象条件等から火勢と投入消防力を総合的に判断して、次に掲げる攻勢又は守勢防ぎょの方針を決定する。

(ア) 火災初期で消防力が火勢を上回るときは、速やかに火点を包囲して一挙に鎮圧を図る。

(イ) 火勢が消防力を上回り、かつ延焼方向の攻撃が危険であると予測されるときは、地形、地物を利用して挟撃戦術により両側面から攻撃を行い、火勢を抑制しながら延焼防止に当たる。

(ウ) 火勢が激烈を極めている場合は、守勢防ぎょに徹し、攻撃に転ずる時機を狙う。一般に日の出、日の入りの前後は湿度が高まり、風等の影響を受ける場所では、風向、風速が変化し火勢が弱まるので、この時機を狙って防ぎょ力を最大限に投入する作戦を立てる。

イ 各級指揮者の留意事項

(ア) 現場指揮本部に対して担当方面の延焼状況、消火作業の進捗状況等を適宜報告するとともに、隣接隊と密着な連携をとる。

(イ) 自己担当面に応援隊を要請するときは、必要人員、装備、集結場所等を明示する。

- (ウ) 高圧線下においては、火流若しくは黒煙等により線間スパークを起し断線する恐れがあるので注意する。
- (エ) 火災の燃焼状況によっては、火災前線 200～300 メートル前方まで延焼危険帯と判断して事態の急変に備える。特に樹木が熱気流のため茶黄色に変わり、しおれて油脂分が表面に滲出する状況のときは、一挙に火勢が拡大する恐れがあるので警戒を厳重にし、一時待機や転進等を指示する。
- (オ) 延焼前面や斜面での防ぎょ活動は避けるのが望ましい。特に急斜面では、急炎上に備えて火点の上方へ進入させない。
- (カ) 少人数では、他隊より深く進入させない。
- (キ) 急斜面の場合は、地上可燃物の焼失により火点下方は落石等の危険が大きくなるので、隊員の安全に十分配慮する。
- (ク) 火勢の強い火頭に出るときは、原則として焼け跡から進入及び消火域を拡大しながら進入して火頭を制圧する。
- (ケ) 傾斜地の燃え下がり火災の場合は、火勢拡大に伴う上昇気流により延焼方向の急変のあることを考慮して行動する。
- (コ) 資機材の使用に当たっては、隊員の負傷に注意する。
- (ク) 急炎上をおこしやすい地域は、未焼部分に進入させない。特に、晴天の日中において南側の斜面に立ち入っての防ぎょ活動は避ける。

ウ 防ぎょ行動の基本

- (ア) 林野火災では、進入した隊員は視野が狭くなりやすく、事態の急変を知らないまま行動する恐れがある。したがって、各級指揮者は、隊員の安全を図るため隊員の展開状況及び延焼方向、火勢、周囲の状況等について常に把握することに努め、状況の変化に応じた的確な指示を出すようにしなければならない。

また、現場指揮本部においても各級指揮者と適宜連絡をとり情報を分析し、安全の為に必要な情報は速やかに伝達する必要がある。

(イ) 隊員の進入、展開

防ぎょ活動のための隊員の進入展開方法は、風向き、地形、林等の状況を総合的に判断した次の要領で行う。

- a 延焼方向の側面から進入展開して挟撃し、火勢を抑制する。
- b 焼け跡から進入展開して火頭を制圧する。
- c 等高線から進入し、延焼前面に防火線を設置する。
- d 延焼斜面の反対側から進入し、尾根、稜線に防火線を設定する。
- e 谷合い沿いに部隊を集結し、これを拠点として進入展開する。

エ 現場指揮本部の運営

火災の拡大状況に応じて現場指揮本部を設置し、消防機関の応援隊及び自衛隊災害派遣隊等が統一的指揮のもとに円滑な消防活動を実施できる体制をつくる。

現場指揮本部には、可能な限り消防通信、自衛隊通信及びその他関係機関の通信施設を集中して設置する。

(ア) 現場指揮本部の設置

現場指揮者は、付近一帯が見渡せる風上の高地で無線障害の少ない場所に現場指揮本部を設置し、現場指揮本部旗等を標示する。

(イ) 現場指揮本部の組織編成は、第 11 章第 2 節第 2 に定める現場指揮本部の組織によるものとし、その運用については、同第 3 に定める現場指揮本部の運用によるものとする。

オ 林野火災用地図の統一

林野火災防ぎょに使用する図面は、「林野火災用地地形図」（1/5,000 岩手県総務部総合防災室発行）に統一する。

カ 自衛隊ヘリコプターの要請時の留意事項

ヘリコプターの要請は、次の事項を明示して行う。

(ア) 離着陸場及び補給基地の設置場所、その周辺状況及び目標物

(イ) 災害派遣要請する市の連絡場所と連絡責任者氏名

(ウ) 林野火災防ぎょ資機材等の空輸

(エ) 空中用消火資機材の整備状況

キ ヘリ離着陸場及び補給基地は別表第 12 のとおりとする。

(車両火災防ぎょ計画)

第 7 トンネル等における自動車及び列車火災防ぎょ計画は、次の要件を基準として作成する。

(1) 人命救助及び避難誘導

(2) 付近建物延焼防止及び車両に対する防ぎょ方法

(3) 危険物及び重要物件に対する措置

(4) 高圧電気設備、高架線及びトンネル等の防ぎょ対策

(5) 関係機関との連絡体制

(6) その他必要な事項

(地震発生時防ぎょ計画)

第 8 地震発生時における火災防ぎょ計画は、次の事項を優先し、別に定める消防活動計画による。

(1) 避難所、避難路確保優先の原則

延焼火災が多発した場合は、人命の安全を優先とした避難所、避難路確保を防ぎょを行う。

(2) 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に防ぎょする。

(3) 消火可能地域優先の原則

同位出場区に同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して防ぎょする。

(4) 市街地火災防ぎょ優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の防ぎょを優先し、部隊を増強して一挙鎮圧に当たる。ただし、高層建築物で不特定多数を収容する対象物等から出火した場合は、特殊車両を活用し、人命救助に主眼をおいて火災防ぎょを行う。

(5) 重要対象物と一般市街地からの同時火災の場合は、人命救助を優先するが、要救助者が居ない場合で延焼のおそれがない場合は、重要対象物の防ぎょを優先に防ぎょする。